

※令和 5 年 9 月より、『所有農地の有無』『国籍』『翌事業年度の計画』の記載が必要となりました。

# 農地所有適格法人報告書

第 号  
年 月 日

盛岡市農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地 盛岡市●●町●番●号  
名称及び代表者氏名 盛岡 豊作

下記のとおり農地法第 6 条第 1 項の規定に基づき報告します。

記

## 1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名		株式会社盛岡農産 代表取締役 盛岡 豊作			
主たる事務所の所在地		盛岡市●●町●番●			
経営面積計 (㎡)		所有農地の有無		有・無	
		田	畑	採草放牧地	
		30,000㎡	15,000㎡	15,000㎡	㎡
内 訳	市町村名 ( 盛岡市 )	20,000㎡	10,000 ㎡	10,000 ㎡	㎡
	市町村名 ( ○○町 )	10,000㎡	5,000 ㎡	5,000 ㎡	㎡
	市町村名 ( )	㎡	㎡	㎡	㎡
法人形態法人形態		株式会社			

① 農事組合法人、② 株式会社、③ 特例有限会社、④ 合名会社、⑤ 合資会社、⑥ 合同会社のいずれかを記載してください。

## 2 農地法第 2 条第 3 項第 1 号関係

### (1) 事業の種類

区分	農 業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	米	貯蔵・運搬・販売	
	ぶどう	製造・加工	
翌事業年度の計画	米	貯蔵・運搬・販売	
	ぶどう	製造・加工	
	ピーマン	農作業委託	

以下の関連事業等を行っている場合は、該当するものを記載してください。

- ①製造・加工、②電気・熱の供給、③貯蔵・運搬・販売、④資材の製造、⑤農作業委託、⑥農村滞在型余暇活動関係、⑦営農型発電

農業の共同利用施設の設置（組合員が生産した物資の運搬、加工、貯蔵等の事業に使用するもの）、農作業の共同化に関する事業を行っている場合は、事業内容を記載してください。

農業の売上高を記載してください。

農業以外の事業の売上高を記載してください。

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)	■■, ■■■千円	なし
報告対象年度の1年前(実績)	△▽, △▽△千円	なし
報告対象年度(実績)	●●●, ●●●千円	なし
翌事業年度の計画	◇◇◇, ◇◇◇千円	なし

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

「承認会社」とは農林漁業法人等投資育成事業を営もうとする株式会社、農林漁業法人等投資育成事業を営もうとする投資事業有限責任組合で、農林水産大臣の承認を受けた者です。

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
				農地等の提供面積(m <sup>2</sup> )	農業への年間 従事日数		農作業委託の内容	
					権利の種類	面積		直近実績
盛岡豊作	盛岡市〇〇町●番●	日本国	40	所有権	5,000m <sup>2</sup>	300日/年	250日/年	
盛岡耕多	盛岡市●●町◇番●	日本国	20	所有権	3,000m <sup>2</sup>	220日/年	220日/年	
稲田水穂	盛岡市△△町△番◆	日本国	20	所有権	2,000m <sup>2</sup>	250日/年	200日/年	
畑実	盛岡市〇〇町〇番◇	日本国	20	なし	なし	220日/年	200日/年	
王大作	盛岡市▲〇町■番◇	中華人民共和国	なし	なし	なし	150日/年	150日/年	

議決権の数の合計

100

農業関係者の議決権の割合

100%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

日本国籍以外の場合、『在留資格者』または『特別永住者』と明記してください。初回は在留カード、特別永住者証明書、国籍が明記された住民票のいずれかをご提出願います。

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数
なし				なし

議決権の数の合計

なし

農業関係者の議決権の割合

なし

（留意事項）

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

日本国籍以外の場合、『在留資格者』または『特別永住者』と明記してください。  
初回は在留カード、特別永住者証明書、国籍が明記された住民票のいずれかをご提出願います。

4 農地法第2条第3項第3号及び第

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画
盛岡 耕多	盛岡市●●町◇番●	日本国		取締役	250日	220日	250日	220日
稲田 水穂	盛岡市△町△番◆	日本国		理事	220日	200日	220日	200日
畑 実	盛岡市〇〇町〇番◇	日本国		理事	250日	200日	250日	200日

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画

〔添付書類〕

- ① 定款の写し
- ② 農事組合法人又は株式会社にあつてはその組員名簿又は株主名簿の写し
- ③ 承認会社が構成員となつている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し
- ④ その他参考となるべき書類（損益計算書の写し、出勤記録の写し、総会議事録の写し等）

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
  - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
    - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - エ 農業生産に必要な資材の製造
    - オ 農作業の受託
    - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
    - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」は、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 6 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。
- 7 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください(ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。